

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

遠隔手話サービス業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「遠隔手話サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から起算して、過去3年の間に遠隔手話サービス業務の履行実績（官民間問わず）があること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

電話 0857-26-7201 ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和5年3月7日（火）から同月16日（木）までの間に鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月7日（火）から同月16日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月24日(金)午後5時、即時開札

(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同日正午とする。)

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟 第14会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第1号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和5年3月13日(月)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又ファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和5年3月14日(火)午後5時までに、随時、鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>)により閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書(様式第2号)は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和5年3月16日(木)午後5時までに郵送(必着)又は持参により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第3号)

(2) 2の(3)を証する書類(契約書の写し等)

8 資格審査について

(1) 6の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和5年3月17日(金)までに電子メール又はファクシミリで通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対して入札参加資格がないとした理由について、令和5年3月20日(月)午後5時まで(必着)に書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和5年3月22日(水)までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙面による入札とする。

(2) 入札書に記載する金額

入札にあたっては、仕様書の条件下で遠隔手話サービスを提供する場合に、仕様書3の利用登録1名又は1箇所あたりの月額単価(以下「月額単価」という。)を入札書の内訳欄に記載し、その月額単価に利用登録者及び利用登録箇所の予定数量100と12月を乗じて得た額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)を入札金額として記載すること。

請求に当たっては、入札書の内訳欄に記載された月額単価(月の途中から登録開始した場合に

は日割りした額)に月ごとの利用登録者及び利用登録箇所の実績数を乗じて得た合計金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する月額単価を入札書内訳の月額単価欄に記入すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額にならないので注意すること。

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする(初度入札を含めて3回とする。)。ただし、郵送による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」又は「入札書3回目」と明記した封書に、「1回目」、「2回目」又は「3回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。(郵便等による入札の場合も同様とする。)
- (6) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札までに入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条で準用する第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

入札保証金の納付書による納付を希望する場合は、4の(1)の問合せ先に令和5年3月14日(火)午後5時までに連絡すること。

なお、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約保証金として月額単価に利用登録者及び利用登録箇所の予定数量100と12月を乗じて得た額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「年間支払予定総額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状(様式第4号)を4(4)イ(郵送による場合は4の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札

(8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、もしくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けなくて、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額（単価契約によるときは契約期間中の支払予定額の総額）が年間支払予

定総額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

- (6) 10 (1) の入札保証金の免除を希望する入札者は、令和 5 年 3 月 14 日 (火) までに入札保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、4 (1) の場所に提出すること。
- (7) 10 (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたときは、直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 6 号) を、4 (1) の場所に提出すること。
- (8) 鳥取県議会令和 5 年 2 月定例会において本件業務に係る予算 (以下「予算」) が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。